

成年後見制度に関する一考察

—北九州成年後見センターの取り組みを参考に—

今村浩司・本郷秀和・畑香里

要約 社会福祉の利用者の財産管理面での権利擁護を考えた場合、特に知的障害者や精神障害者、認知症高齢者等に対する社会的支援の在り方が課題となっている。このような判断能力が低下した利用者に対しては、福祉サービスを適切に選択・利用することに困難を伴う場合も多く、詐欺等の財産侵害の予防も重要になる。そこで本論文では、北九州成年後見センターの多職種協働の取り組みを例として、我が国の成年後見制度における法人後見の現状と課題を明らかにすることを目的とした。

主な結論として、(1)制度理解の低さ、(2)首長申し立ての体制整備、(3)申し立て手続きの煩雑さ、などの課題が明らかになった。

キーワード 成年後見制度 北九州成年後見センター 多職種協働

I 判断能力不十分者への権利擁護と成年後見制度（法定後見を中心に）

1. 権利侵害を巡る状況と成年後見制度の必要性

(1) 権利侵害を巡る状況（財産管理問題を中心に）

近年、認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者等に対する深刻な権利侵害が後を絶たない。財産や年金等の搾取による経済的な権利侵害、振り込め詐欺や悪徳業者による詐欺被害等も話題となっている。このように、判断能力が不十分者の場合、自身の権利が侵害されていることに気付かないこともあり、被害が深刻化す

る事も少なくない。特に権利侵害の一つである消費者被害の問題と財産管理の必要性は高いといえる（表1）。

筆者（今村）の後見活動の経験を踏まえると、財産管理が必要となる知的障害、精神障害、認知症高齢者の共通的特徴として、(1)被害を適切に訴えられないこと、(2)なかなか他人に相談しないこと、(3)何度も繰り返し被害に遭っていること、(4)家族・親族間の関係が希薄であり近隣や地域からも孤立していることなどを挙げる事ができるが¹、種類によって表1のような特徴もある。表1では、障害程度が軽度であり、ある程度の収入を得ている人等に被害が集中し

表1 判断能力不十分者に関する財産管理の必要性

| 状態 | 財産管理の必要性 |
|-----------------------|---|
| (1)知的障害者 | ①物事の理解や記憶または推理等が苦手、②抽象的に考えることや経験を役立てる能力が不十分な状態、③限られた人間関係の中で生活してきた環境などから社会経験の乏しさがある場合が多いこと |
| (2)精神障害 (統合失調症の場合) | ①自発性や自主性の低下、②意欲の持続困難、 ③臨機応変に判断することや一度に多くの課題に対応するなどの複雑なことへの対処の苦手さ、④対人関係等の形成の苦手さ、 ⑤新しいことに対して不安が強いなど |
| (3)認知症高齢者 | ①健康上の不安につけ込まれる、②経済的不安を逆にとられてしまう、③勧められるままに契約してしまう、④親切にされると信用し情に訴えられると断れなくなる、⑤プライドやあきらめが被害を隠す |

注) 日本弁護士連合会、高齢者・障害者の権利に関する委員会・消費者問題対策委員会「消費者・福祉部門の連携づくり」2008年11月 を参考に筆者作成

ていることがある。また、幻覚、妄想、感情障害及び行動障害等の症状がある統合失調症（精神障害）の場合では、i) 「No」と言えないことや曖昧なことや抽象的なことが苦手であること、ii) 社会経験の少なさ等につけ込まれることに被害の特徴がある。さらに、認知症高齢者の場合には、被害を受けた後に周囲が専門機関への相談を勧めたにも関わらず相談を行っていないなどという被害の特徴が挙げられる²。このような背景には、「判断能力が低下しているために適切な判断・行動ができないこと」と「障害特性」とが複雑に絡み合っている。

(2) 相談体制の整備と成年後見制度の必要性

認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者等の判断能力不十分者に対する権利擁護の制度の存在状況は、後述する日常生活自立支援事業（旧地域福祉権利擁護事業）や高齢者虐待防止法（経済的虐待部分）等も存在し、しだいに広がりを見せつつある。しかし、冒頭でも述べたとおり、判断能力不十分者への深刻な財産権の

侵害が後を絶たず、そこから重大な事件へと発展する可能性も否定できない。したがって、今後も判断能力が不十分者への財産保全のための多面的な取り組みやその検討が必要である。

現在のところ、判断能力不十分者の消費者被害を防ぐための相談窓口としては、認知症高齢者関連では、地域包括支援センター等が存在している。しかし、精神障害者と知的障害者については、実質的には相談窓口が明確になっていない状況にあるが³、特に障害福祉サービスを利用していない知的障害者と精神障害者では、アクセスの問題も含めて利用上の課題が多いと推測される。したがって、次に紹介する成年後見制度のように、判断能力不十分者について、家庭裁判所が選任した成年後見人等や本人が選任・契約した任意後見人などが適切に機能し、利用しやすい仕組みの整備が望まれるのである。

2. 成年後見制度の概要（法定後見を中心に）

成年後見制度は、次の法定後見制度と任意後

見制度の2種類に分けられるが、ここでは法定後見に焦点化し、その枠組みを述べてみたい。

(1) 背景と目的

成年後見制度以前の禁治産・準禁治産制度では、判断能力不十分者に対する自己決定権の尊重や身上配慮等の基本的人権が必ずしも重視されていない状況があった⁴。加えて、①私有財産の処分禁止や戸籍に記載されることなどの人格の否定に繋がる差別的な印象を与えがちであったこと、②利用者の実情に合わせた柔軟な制度運用が困難であったこともあり、制度への批判や利用への抵抗が多くみられていた。そこで、判断能力不十分者への福祉サービス利用に関する契約等の法律行為を支援する方策の策定が求められた。そこで高齢社会への対応及び知的障害者や精神障害者の福祉の充実の観点から、「自己決定の尊重」「残存能力の活用」及び「ノーマライゼーション」を理念とする成年後見制度が2000（平成12）年4月から施行されたのである。なお、従前の禁治産・準禁治産制度と比較して欠格条項は少なくともなくなったものの、後見類型によっても異なるが、選挙権や被選挙権の喪失等の一定数は存在している。

(2) 法定後見の基本的枠組み

法定後見制度は、民法に基づき「後見」「保佐」「補助」の3類型に分かれており、その利用は判断能力の程度等、本人の事情により異なっている。つまり、家庭裁判所により選任された成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら代理契約等の法律行為を行う権限（代理権）、本人が自分で法律行為を行う際に同意を与える権限（同意権）、本人が成年後見人等に同意を得ずに行った法律行為

を後に取り消すことができる権限（取消権）等を行いつつ、本人の財産管理や法的保護を図り支援を行うものである。この法定後見制度の利用については、本人、配偶者、4親等内の親族、検察官及び市町村長等が家庭裁判所へ後見開始の審判等の申し立てを行い、開始決定がなされることが必要である。また、成年後見人等の職務遂行の形態としては、親族や、法律・福祉等の専門職等が個人で受任して後見等の業務を行う個人後見と、法人が受任して行う法人後見とがあり、どちらにもメリットとデメリットが存在する。

なお、法定後見とは別に、本人が十分な判断能力を有しているときに、将来的に判断能力が不十分になった場合に備え、あらかじめ選んだ代理人（任意後見人）に代理権を与える契約（任意後見契約）を公正証書で締結しておく任意後見制度も存在している。

(3) 成年後見人等の職務

成年後見人等の職務は、本人の財産管理や契約等の法律行為に関するものに限られる。しかし、本人の利益を考え職務を遂行していくためには、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活の状況にも十分に配慮することが必要である。加えて、本人の望む生活を実現し生活し続けるための支援であるという姿勢も大切である（食事の世話等の実際の介護等の事実行為は成年後見人等の職務ではない）。なお、後見人等の業務の適正遂行に関して、成年後見監督人（複数可）が監視する場合もあることを付言しておきたい。

①法定後見のメリット・デメリット

法定後見のメリット・デメリットを具体的に

挙げると、本人にとっての主なメリットは、本人の法的保護が図れることや本人の財産が維持できることがある。また、特定の親族による恣意的な判断でなく、家庭裁判所の監督下にある後見人が財産の管理をするので、推定相続人にとってみれば財産管理の公正さが保てる事も考えられる。

他方、本人にとってのデメリットとして、後見開始等に伴う欠格事由の存在がある。後見類型によっては、選挙権や被選挙権の喪失、公務員としての欠格は制度利用の大きな障害となる。そして日常の買物以外の財産処分権が無くなる事、成年後見人に対する報酬が発生する事が考えられる。また、親族側にとっては、配偶者や親子であっても、本人の費用以外の支出が制限される事への危惧感も考えられる。

②個人後見と法人後見のメリット・デメリット

i) 法人・個人後見のメリット

法人・個人後見ともに後見人業務を一度受任した場合、数年にわたって継続して業務に当たらなければならない。しかし、被後見人が青年・壮年期の障害者である場合は、その業務が数十年にわたることも想定される。この点において、法人後見業務は、個人後見よりも継続性を維持しやすいと考えられる。なぜならば、法人後見の場合には担当者が代わっても、法人として継続的に実施できるという点で優れているからである。加えて、法人後見の場合では、組織的な専門業務として後見業務を行うため、柔軟性・即応性（担当者が複数名存在しやすいため、スムーズに対応可能となりやすい）にも優れているといえる。法人後見は、個人後見に比べて多くのケースを受任できることが可能であり、後見業務のノウハウの蓄積ができるため、

より質の高い支援が期待できる。特に法人が多職種で構成されている場合は、法律及び福祉の両方の専門家のスキルが活用できる支援が実現できることもあり、いわゆる困難案件への対処も期待できよう。一方、個人後見の場合では、基本的に担当者が一人であることから、被後見人との間に信頼関係が深まりやすいことや、責任の範囲と所在が明確化するというメリットが考えられる。

ii) 法人・個人後見のデメリット

筆者らは、法人後見では、財政面と採算性に関する課題があると考えている。その理由として、法人は組織であり、運営を存続維持するための事務経費、職員人件費等の、支出すべき費用も個人後見よりも多くなりやすいからである。しかし、法人の場合では、個人後見よりも多数の被後見人を確保しやすいため、総額として採算が合えばよいと捉えることも推測される（公益法人であるため）。

後見報酬については、成年後見人等は後見報酬請求の申し立てを行い、家庭裁判所が被後見人の資産状況を鑑み決定されるため、安定した収入が期待できるわけではない。また、後見報酬等は一定期間後見業務を行った後に家庭裁判所に申し立てを行うが、後払いとなることから、予算を立てにくいという運営的課題も生じやすいと思われる。

一方、個人後見については、例えば資産が少ない状況にある被後見人の場合、後見人等に支払う後見報酬が低く設定されやすいため、理由をつけて受任を拒否されてしまうケースの発生が危惧される。また、個人後見受任者の死亡や被後見人が個人後見に対して被害妄想等を抱いた場合では、受任者の即座の交代等の対処が難しいこともデメリットとして挙げられる（個人

後見は家庭裁判所への確認や変更手続き等が必要のため、法人後見における担当者交代よりも時間を要しやすい。

3. 日常生活自立支援事業と高齢者虐待防止法における経済的虐待、成年後見制度の違い

知的・精神障害者や認知症高齢者に対する財産権等の侵害を防止する仕組みは、ある意味で重層的な仕組みとなっている。これに関して、高齢者虐待防止法と日常生活自立支援事業、成

表2 判断能力不十分者に対する財産管理に関する主な制度の違い

| | | | |
|-------|--|---|-------------------------------------|
| ①根拠法等 | 高齢者虐待防止法（経済的虐待） （高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律） | 日常生活自立支援事業 （社会福祉法第81条を根拠、補助事業） | 成年後見制度 （民法） |
| ②施行年等 | 2006（平成18）年4月 （厚生労働省所轄） | 1999（平成11）年10月（厚生労働省所轄）※地域福祉権利擁護事業として導入、2000（平成12）年に法定化 | 2000（平成12）年4月 （法務省所轄） |
| ③対象者 | 65歳以上高齢者全般 | 判断能力が不十分な認知症高齢者、知的・精神障害者 | 認知症・知的または精神障害等による判断能力不十分者 |
| ④対応内容 | 市町村等による指導・助言・立ち入り検査、面会制限等 | ①日常的金銭管理 ②書類（通帳等）の預かり ③福祉サービス利用援助 | 家庭裁判所の審判（後見類型で異なる、同意権・代理権・取消権等） |
| ⑤利用料金 | 無料 | 実施主体による異なる （生活保護受給者は無料の場合もある。1回1200円等） | 家庭裁判所による決定（被後見人の状況を考慮して決定、月額2-3万円等） |
| ⑥担当者等 | 市町村担当課職員等 （地域包括支援センターへの委託を含む） | 生活支援員・専門員（研修を受けた社会福祉士・精神保健福祉士等） | 家庭裁判所が選任した成年後見人等 |
| ⑦即応性 | 緊急時には即座に介入できる。 （※身体的虐待等と比較して検証が困難になりやすいと考えられる） | 要審査（調査や契約締結審査会での審査等を経て契約） | 要審査（申請から決定まで4か月以内が多い、時間を要す） |
| ⑧申請 | 原則として利用申請の必要なし （※経済的虐待の発見者には通報義務） | 原則として利用申請が必要 | 原則として利用申請が必要 （※首長申し立てあり） |

注）日本社会福祉士会『高齢者虐待対応ソーシャルワークモデル実践ガイド』中央法規、2010年等を参考に本郷整理

年後見制度の主な違いを表2で整理しておきたい。

表2を基に各々の法制度(事業)を比較すると、主な違いとして所轄庁、対象者(高齢者虐待防止法では65歳以上のみ対象)、対応内容、料金等がある。また、判断能力が低下していった場合、最終的に成年後見制度の利用が有用であると考えられるが、申請から実施までの期間や費用負担等の問題も生じる。なお、家庭での養護者等によるネグレクトに対しても、高齢者虐待防止法での対応(指導・助言等)や日常生活自立支援事業における生活支援員・専門員による対応(生活変化の察知等)、成年後見人等の身上監護(※後見人には、本人意思を尊重する義務や善良な管理者としての義務がある)等で対応できると考えられる。

Ⅱ わが国における成年後見制度の現状 — 動向の概観と事例を交えて —

前章では、権利侵害の現状や成年後見制度の概要を示した。ここでは、最高裁判所事務総局家庭局による「成年後見関係事件の概況」(2009(平成21)年1月-12月)を部分的に引用し、成年後見制度に関する全国的動向を概観したい(不適正事例も示す)。なお、各表の割合は小数点第2位を四捨五入したものであり、データは平成21年1-12月のものを意味する。また、実

数不明のものは割合のみ示した。

1. 成年後見制度の利用状況

(1) 申立件数と審理期間、申し立ての動機

平成21年度の成年後見関係事件(後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件)の申立件数は合計で27,397件であった。その内訳は、後見開始の審判の申立件数が22,983件(対前年比2.0%増加)、保佐開始の審判の申立件数では、2,837件(対前年比11.7%増加)、補助開始の審判の申立件数は1,043件(対前年比10.1%増加)となっている。また、任意後見監督人選任の審判の申立件数は、534件(対前年比21.1%増加)という状況である。近年、申し立て件数が増加してきているが、我が国の認知症高齢者の増加数を踏まえると、決して多くないと推測される。

なお、主な申し立ての動機(表3)は、財産管理処分が最も多く、次いで身上監護となっている。財産管理処分は、不動産や高額預貯金等の財産管理・処分が必要な場合であるが、遺産分割協議や訴訟手続きとともに、法律の専門知識が必要となる。

(2) 鑑定期間と費用・審理期間の状況

医師による鑑定期間は、「1か月以内」のものが最も多く14,280件(52.1%)を占め、次いで「1-2か月以内」9,593件(35.0%)という状況

表3 主な申し立ての動機別件数

| 総数 | 43,056 件 | | | | |
|--------|----------|-------|--------|---------|-------|
| 財産管理処分 | 24,347 件 | 56.5% | 介護保険契約 | 2,401 件 | 5.6% |
| 遺産分割協議 | 4,183 件 | 9.7% | 身上監護 | 8,596 件 | 20.0% |
| 訴訟手続き | 1,297 件 | 3.0% | その他 | 2,232 件 | 5.2% |

注1) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」に基づき作成 注2) 複数回答

表4 申立人と本人との関係別件数

| 総数：27,498 (100%) | | | |
|------------------|-----------------|-----------|----------------|
| 〈申立人〉本人 | 1,612件 (5.8%) | 〈申立人〉兄弟姉妹 | 3,996件 (14.5%) |
| 配偶者 | 2,463件 (8.9%) | その他親族 | 3,861件 (14.0%) |
| 親 | 1,882件 (6.8%) | 市区町村長 | 2,471件 (9.0%) |
| 子 | 10,679件 (38.8%) | その他 | 534件 (1.9%) |

注1) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」に基づき作成

注2) その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、四親等内の親族

である。また、鑑定費用は「5万円以下」が全体の63.3%であり、全体の98.2%の事件において鑑定費用が「10万円以下」という状況がみられているが、低所得者にとっては費用負担が大きいと推測される。

一方、審理期間（申し立てから審判までの期間）の短縮は、円滑な制度利用につながるが、成年後見関係事件の終局事件（家庭裁判所から審判が下りたもの）合計27,409件のうち、2か月以内に終局したものが全体の69.5%（前年64.0%）、4か月以内に終局したものが全体の91.4%（前年88.7%）であり、審理期間は短縮傾向にある。

(3) 申立人と本人との関係

申立人については、本人の子が最も多く全体の38.8%を占め、次いで本人の兄弟姉妹が14.5%となっている（表4）。子が多い理由としては、比較的高齢者が利用しやすいことが推測される。市区町村長が申し立てたものは2,471件（全体の9.0%）で、前年の1,876件（全体の7.0%）に比べ、前年から31.7%の増加であるが全体的には少ない割合である。また、表4の「その他」に含めているが、法定後見人等は163件（0.6%）、任意後見人等367件（1.3%）という結果になっている。これに関して、日本

成年後見法学会「権利擁護機能のあり方に関する研究会」によるアンケート調査（2005年）によると、610自治体のうち市町村申立の要項を整備している自治体は、約半数の55.6%であった。市町村申立の件数は、年々、微増傾向にはあるが、さらに今後の取り組みが期待される。

(4) 本人の男女別・年齢別割合（表5）

本人の男女別の割合（表5）は、男性40.7%、女性59.3%である。男性では、80歳以上が最も多く全体の31.0%を占め、次いで70歳代の23.3%となっている。女性では、やはり80歳以上が最も多く全体の57.3%を占め、次いで70歳代の23.1%となっている。表では示していないが、本人が65歳以上の者は、男性では男性全体の62.7%を、女性では女性全体の84.5%を占めている。このように、全体的に高齢者の割合が比較的高いが、後見人等による介護保険制度や障害者自立支援法のサービスの利用支援等の必要性も高いと推測できる。

(5) 成年後見人等と本人との関係

成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）と本人の関係をみると、配偶者、親、子、兄弟姉妹、その他の親族が成年後見人等に選任された者が全体の63.5%（前年68.5%）を占め

表5 本人の男女別・年齢別割合（件数未公表）

| 年齢/性別（計100%） | <男性> 40.7% | <女性> 59.3% |
|--------------|------------|------------|
| 80才以上 | 31.0% | 57.3% |
| 70才代 | 23.3% | 23.1% |
| 60才代 | 15.7% | 7.4% |
| 50才代 | 12.5% | 5.0% |
| 40才代 | 7.8% | 3.3% |
| 30才代以下 | 9.7% | 3.9% |

注) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」に基づき作成

ている。親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは、全体の36.5%（前年31.5%）である。その内訳は、弁護士が2,358件（前年2,265件）で、対前年比で4.1%の増加、司法書士が3,517件（前年2,837件）で、対前年比で24.0%の増加、社会福祉士が2,078件（前年1,639件）で、対前年比で26.8%の増加している。また、法人が成年後見人等に選任されたものは682件（前年487件）となっていた。

現状では、既存の第三者後見人の供給団体だけでは受任に対応することが限界であるとの声も聞かれ始めている。第三者後見が急増している中で、家庭裁判所や職能団体による監督機能に限界が生じているため、新たな行政書士会・税理士会・精神保健福祉士会等の専門職の参入や市民人後見人等が期待される。

2. 成年後見制度の問題点 —不適正事例を通じて考える—

前節においては、統計資料の一部を基に成年後見制度に関する現状を紹介した。ここでは、近年の不適正事例の紹介を通じて具体的な課題を考えてみたい。

(1) 事例1：任意後見の例

「成年後見制度に絡んだ詐欺事件で、一人暮らしの女性A（94）の預金を詐取したとして起訴された元行政書士B（47）が、警視庁組織犯罪対策4課の調べに対し「制度を悪用して財産を勝手に売却するために女性と任意後見契約を結んだ」と供述していることが分かった。女性が、さらに計1900万円を詐取されていたことも判明。同課は、B被告らを詐欺容疑で20日にも追送検する方針を固めた。被害総額は4650万円に上ることになった。B被告と指定暴力団元組員C被告（46）＝詐欺罪で起訴＝はリフォーム工事をきっかけに知り合った東京都杉並区の女性から、05年3～4月に2750万円をだまし取った詐欺容疑で逮捕されていた。その後の調べで、両被告は05年1月、女性に「葬儀会社に出資する金を貸してほしい」と持ち掛けて700万円を、同年12月に「（女性所有の）アパートを売却する際に経費がかかった」とうそを言って200万円を詐取した疑いが浮上。同課はこの2件に加え、C被告が同年5月に1000万円を詐取した疑いでも追送検する方針。A被告は詐取を繰り返していた05年4～5月に女性と任意代理契約と任意後見契約を結び、法的に財産管理を担えるようになった。A被告は「B被告の方が

取り分が多かったので、後見人になって女性の自宅を売却し、代金を独り占めするつもりだった」と供述しているが、制度を悪用する前に逮捕された。」

<2006（平成18年）8月20日 毎日新聞記事より>

(2) 事例2：法定後見の例

「2009（平成21）年12月に日本社会福祉士会所属の社会福祉士が成年後見人を受任していた案件において、被後見人の財産を不適切に扱った事由により家庭裁判所から解任される事態が発生した。その社会福祉士は、投資目的で購入した不動産売却の失敗で負債が発生した。さらには、利殖目的の馬券購入による負債により生じた借入金の返済目的で、成年後見人をしていた成年被後見人B及び成年被後見人Cの財産の横領を2007（平成19）年から2009（平成21）年11月まで行い、その後神奈川県警に自首した。」
<(社)日本社会福祉士会HP <http://www.jacsw.or.jp/info/toplinks/> 2010（平成）22年9月30日より>

(3) 事例の考察

以上2つの事例を紹介したが、認知症高齢者や障害者等の成年後見人に選任された親族が、不祥事や職務怠慢などを理由に解任された事件は、全国的に後をたたない。また、後見人が本人の相続人であった場合では、後見人になった親族が「いずれ相続されるのだから」という理由で本人の財産を使い込むことも懸念される。

現在、後見人等の家庭裁判所への報告は年一回程度しか求められない。したがって、後見監督が行き届かない状況にあるといえる（専門職後見人として例外でない）。特に専門職後見の場

合では、それぞれの職能団体が監督機関として家庭裁判所の補完的機能を果たしているが、専門職が個人受任の場合、被後見人の個人情報を開示することに制限があるなどの監督機能に限界がある（もちろん、任意後見制度にも問題が起きやすい点が多い）。

総じて、両事例とも1人の後見人が起こした事件である。したがって、仮に多職種協働が機能する複数の後見人が存在していれば、先の実例のような事件を予防できた可能性も大きいと考えられる。そこで次章では、多職種による後見活動を行っている一般社団法人北九州成年後見センターの取組みを紹介したい。

Ⅲ 北九州成年後見センターの取組み

本章では、これまで述べた成年後見制度の必要性や現状を踏まえ、実際に法人後見を行っている一般社団法人北九州成年後見センターの取組みの概観を通じて、センターの役割や多職種協働の必要性等を若干考察する。

1. センター設立の経緯

(1) 設立経緯

2000（平成12）年4月1日に施行された新しい成年後見制度において、認知症高齢者等の成年後見人として「法人」を選任できることが明記された。北九州成年後見センター（以下、センターという）は、認知症高齢者等の後見事務を行うことを主たる目的として、2006（平成18）年4月1日に設立された一般社団法人である。（設立当時は有限責任中間法人）

設立にあたっては、専門職間で認知症や知的障害、精神障害等のため、事理弁識能力が欠けていても⁵、人として権利が尊重され、住みな

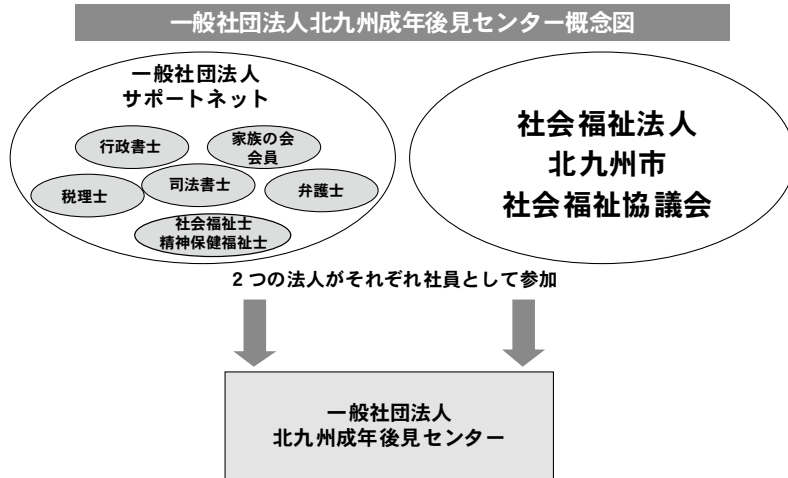


図1 北九州成年後見センターの構成

れた地域で安心して暮らすための成年後見制度の利用が必須であると認識していたことがある（後見制度の利用に繋がっていない利用者の存在を経験的に共通認識していた）。そのため、市民が気軽に相談でき、必要であれば申し立ての支援が受けられる窓口の確保、近い親族がいない方や資力が乏しい方でも成年後見制度が利用できるシステムづくりが必要であると考えた。

そこで従来から、高齢者を狙った悪質商法や詐欺による被害、経済的虐待問題、身寄りのない独居高齢者への支援などに関わっていた北九州市内の弁護士を中心に、司法書士、社会福祉士、精神保健福祉士、老いを支える北九州家族の会の有志によって、法人の設立に向けて協議を始めた。以上の専門職が個人で後見受任していた事案の中には、虐待などの抱えている問題が複雑かつ多岐にわたるため、個人として受任するには負担が多い事案が少なからず存在していた。そこで、設立準備を進めるなかで、既存の職能団体の法人後見でなく、新たに法律と福

祉双方の専門性や経験を融合させたチームアプローチを重視した組織の必要性が浮上したのである。

2. センターの主たる業務

(1) センターの体制

① センターの構成

センターは、弁護士・司法書士・行政書士・税理士・社会福祉士・精神保健福祉士等の専門職と家族の会会員の有志が個人として出資し設立した「一般社団法人（設立当時は有限責任中間法人）サポート・ネット」と、「社会福祉法人北九州市社会福祉協議会」が、それぞれ法人として社員となり、「一般社団法人 北九州成年後見センター」として構成されている（図1）。この理由としては、一般社団法人とした理由は、NPO法人化した場合よりも、より専門職による構成が可能になりやすいと考えたからである。

② 役員及び職員体制

法人の役員体制業務執行する6名の理事（北九州市社会福祉協議会・弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士兼精神保健福祉士・老いをささえる北九州家族の会）を置いており、理事会を組織している。代表理事は弁護士であり、監事は税理士が務めている。

事務局には、常勤の正規職員が6名（内5名は福祉系有資格者、1名は事務経理担当者）、パート職員（事務担当者）が1名常駐しており実務を行っている。常勤正規職員としてセンター次長を配置しており、その職種は社会福祉士兼精神保健福祉士である。また、センターには44名の非常勤専門職が登録している。その内訳は「法律等職」としては、弁護士13名、司法書士9名、行政書士2名、税理士1名である。加えて「福祉等職」として社会福祉士・精神保健福祉士18名と「老いを支える家族の会」から1名存在している。なお、非常勤専門職のうち、司法書士がセンター長を務めており、定期的に事務局に来所し職員に対して法律的なアドバイスを行いながら、運営の実質的責任者も果たしている。

(2) センターの独自の業務

① 業務の概要と体制

現在の一般社団法人北九州成年後見センターの独自の業務は、「成年後見人、保佐人及び補助人並びに任意後見人の事務」と「成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人並びに任意後見監督人の事務」に分類される。

これらの業務は、法人として家庭裁判所からの選任を受けて後見人等（以下、保佐・補助を含む意味で用いる）及び後見監督人等（以下、保佐監督人、補助監督人を含む意味で用いる）に就任する業務である。センターの法人後見は、多職種連携により、本人に多角的・重層的支援ができることを目指している。具体的には、法律専門職と福祉専門職そして事務局職員の3人がチームを作り、1案件の後見事務を担当する体制をとっている。

② 事務職員等の業務

後見実務にあたる事務局職員は、福祉系有資格者（社会福祉士・精神保健福祉士）であり、当センターで受任する後見業務を行っている。センターでは、月1回担当専門職が本人を訪問

表6 平成18年から平成21年までの受任実績

| | 平成18年度 | 平成19年度 | 平成20年度 | 平成21年度 | 総数（累計） |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 新規受任件数 （述べ） | 25件 | 38件 | 30件 | 39件 | 132件 |

（筆者作成）

表7 平成22年3月末 受任案件実数内訳

| 疾病障害種別 | 認知症等高齢者／78件 | | 知的障害・精神障害／26件 | |
|---------|-------------|--------|---------------|----------|
| | 後見／73件 | 保佐／18件 | 補助／10件 | 後見監督人／3件 |
| 申し立ての経緯 | 本人・親族／89件 | | 市長申し立て／15件 | |

（筆者作成）

しなければならない。専門職が直接金銭管理はしない等の後見事務の指針を決めているが、それ以外の執務方針は担当チームの決定に委ねている。

事務局職員は、日々の後見業務で生じる課題に対し、i) 事務局職員で判断できるもの、ii) 本人の身上監護面での福祉専門職の確認が必要なもの、iii) 親族対応・法的判断など法律専門職に確認が必要なもの、iv) 家庭裁判所への確認が必要な事項の判断、等のように、トリアージ力が求められている。また、外部対応の連絡窓口を事務局担当職員に統一し、情報集約を図っている。裁判所への事務報告書等は事務局職員が提出しており、一定の質の担保を図っている。この他、センターには金銭出納業務を行う選任の事務職員も配置され、案件担当職員の指示のもと金銭の入出金・支払いも行っている（複数職員による関与体制）。さらには各専門職の代表から組織された業務管理委員会を設置し、各受任案件の執務状況報告を求めたり、担当チームだけでは判断できない課題の諮問機関としての機能も果たしている。なお、近年の受任実績及び受任案件実数内訳は表6及び表7のとおりである。

(3) 北九州市からの業務委託

① 業務委託の概要

センターは、2006（平成18）年の開設時より「成年後見制度利用促進のための、i) 相談、ii) 普及・啓発、iii) 市長申し立て事務」の3事業を北九州市から委託されている。次にその概要を示す。

i) 「成年後見制度利用促進のための相談」の概要

本相談業務の対象及び内容は、地域包括支援

センター等が関与していない北九州市居住者を対象とする成年後見制度に関する相談受付である。具体的には、事務局の福祉系有資格職員による対応分については無料であるが、成年後見の申し立て事務の代行についてはセンター非常勤法律専門職への紹介（有料）を行っている。また、地域包括支援センター等へ成年後見制度の申し立てのための具体的相談・助言にも取り組んでいる。

センターによる年間相談受付総数は2006（平成18）年度792件、2007（平成19）年度520件、2008（平成20）年度511件、2009（平成21）年度630件である。2008（平成20）年1月から12月までの福岡家庭裁判所小倉支部での申し立て件数は194件であったが、相談件数から考察すると成年後見制度利用に対する潜在的ニーズは高いことが推測される。また、2009（平成21）年度の相談者の中で最も多いのは、家族親族352件、次いで地域包括支援センター94件、高齢者施設関係者・ケアマネージャー69件、医療関係者60件、本人からの相談44件などという状況がみられていた。なお、成年後見制度が必要な対象者の状態については、認知症374件、精神障害72件、知的障害41件あった。内容区分は法定後見の457件、任意後見が48件、市長申立に関する相談も32件あった。

ii) 「成年後見制度利用促進のための普及・啓発」の概要

本事業は、成年後見制度の利用促進を図るために、北九州市から依頼されて成年後見に関する啓発行事や民生委員・児童委員等の各種団体の行事開催に際し、理事や事務局職員・非常勤専門職の派遣を行っている。また、他都市や各種団体からの成年後見制度に関する視察にも対応している。平成21年には派遣は3件であり、

派遣人員は延べ7名であった。また、視察対応が2件であり、対応人員は延べ5名である。

iii) 「市長申立事務（市長申立相談含む）」の概要

本事業は、北九州市成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づき、市長申立の要件を満たす可能性がある高齢者及び障害者のうち、市が認める事案の相談・調整を行うものである。市長申立か親族・本人申立かの判断が必要な事案は、各区や北九州市との調整やカンファレンスへ出席し意見を述べている。また、実際に市長申立となった事案については、統括業務を行う統括支援センター（北九州市では各区にひとつ各地域包括支援センターを統括するセンターを設置している、対象者が高齢者）や区役所生活支援課（対象者が障害者）と連携しながら、市長申立書類作成等を行っている。

申立書類の作成に伴っては、センターでは対象者の面接、親族調査、親族調整（成年後見の申立関連）、登記事項の確認、資産・収入等の調査、後見人候補者の選定を行う。あわせて、申し立てまでに診断書や鑑定書等の手配及び主治医等との調整・審判の請求等も行っている（申立時には、調査官との面接に統括支援センターや区役所生活支援課と同伴し意見を述べている）。なお、北九州市における本事業の財源は、高齢者では介護保険法に基づく地域支援事業、障害者は障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業から執行されている。

iv) その他

この他、同センターは、「地域包括支援センター職員等の権利擁護に関する研修業務」の委託も受けている。これは、地域包括支援センターや区役所生活支援課職員を対象に権利擁護全般についての認識および対応能力の向上を

目的とした研修事業の実施である。センターは高齢者支援課と協働で研修計画の策定・研修参加者の取りまとめ・研修の実施・研修用資料製本を行っている。本事業を実施するにあたっては、センターの非常勤専門職も事務局職員とともに講師派遣も含め協力体制をとっている。

3. 多職種協働の実践活動一事例の概観を通じて一

センターでは、受任一案件に対し弁護士や司法書士等の法律職と社会福祉士や精神保健福祉士等の福祉職、そして、福祉系の資格を有する事務局職員の三名で担当する体制をとっている。以下、多職種協働における具体的事例として、統合失調症A氏さんのケースを通じて若干の考察を試みたい。なお、本事例は事実を基にしているが、個人情報保護の観点から、筆者が一部を加筆・修正している。

(1) CASE1 統合失調症A（60代）さんの場合

① STEP 1：ケースの発見から申し立てまで

A氏は統合失調症により昭和30年頃から精神科病院に入院している。身体機能の低下が顕著で寝たきりの状態。意思疎通も困難で回復の見込みはない。病院がやむを得ず行っている本人の金銭管理と、保護者不在で市長同意による入院である事が課題となっている。

他の精神科病院に入院していた本人の姉が死亡し、その病院の精神保健福祉士が、「病院が管理している姉の通帳等の相続財産の受け渡しをしたい」と区役所に相談した。確認の結果、区役所が把握している相続人としてA氏とA氏の兄がいる事が分かったため、区役所担当者が弁

護士会に相談したところ、「A氏は統合失調症により精神科病院に長期入院中で判断能力に課題がある」として、後見人選任が必要という判断となった。

さらには、区役所で親族調査を実施したところ、A氏の申立権限がある4親等以内の親族としては実兄のみであった。ところが兄は、A氏はもとより区役所職員ほか他者との関わりを拒絶しており、成年後見の申立権限のある4親等内の親族で協力依頼できるものも存在しないということで、市長申立となった。北九州成年後見センターでは「北九州市成年後見制度利用支援事業実施要綱」に基づき市長申立ての事務作業手続きを区役所担当者とともに行った。

② STEP 2 : 審判決定後から支援の展開まで

i) 初期

A氏の後見人にセンターが選任された。センターで担当となった法律専門職（弁護士）・福祉専門職（精神保健福祉士）が兄に亡姉の相続について話し合いを求めたが、全く話に応じず、判断を求めることも困難だった。福祉専門職は、兄にも精神疾患があるのではないかと疑い受診を検討した。これに関しては、区役所の保健師等も精神科の受診を勧めていたが本人は拒否していた。そこで、センターと区役所で協議し、兄にも成年後見人が必要との見解となったが、受診拒否により申し立てに到らなかった。

ii) 中期

数ヶ月後、兄が低栄養・脱水症状により自宅で倒れ、緊急入院となった。加療により内科的な治療は終えたものの、被害妄想や幻聴がみられ、医療保護入院にて精神科病院に転院、統合

失調症の診断を受けた。診断がついたことで兄の申し立てが可能となったが、A氏は兄の申し立てをする理解力はなかった。また、A氏の成年後見人であるセンターも、民法（第7条）に成年後見人が後見開始の審判（申し立て）をできる規定がないため、兄の申し立てはできなかった。A氏と同様に協力依頼できる親族はおらず、兄についても市長申立に至り、センターが後見人に選任された。

亡姉の相続については、センターが相続人双方の後見人であったため、利益相反することから、適切に遺産分割協議を行うためA氏に特別代理人選任の申し立てを行い、弁護士が選任され相続手続きを行った。

iii) 後期

A氏は市長同意による医療保護入院であったため、成年後見人を保護者とする手続きを行った。兄についても、同様にセンターが保護者となった。双方共にセンターの福祉専門職が月に1度の身上監護の訪問を行い、本人への面会および処遇の確認を行った。当初A氏とは面会は数分しか受け付けてくれなかったが、徐々に関係性が構築でき、毎回30分ほどは話が出来るようになった。医療行為については本来、親族による対応が一般的だが、本件は親族は関わりを拒否し、本人の体調が悪化した際の病状説明等はセンターが受けることとなった。その際、主治医から治療方針の同意について求められたが、第三者後見人には同意の権限がない旨を説明し、主治医の判断で治療してもらうよう依頼した。

③ STEP 3 : 支援の終結

受任から3年後にA氏が死亡。本人の状態が悪化した時点で行政に相談したが、死後の対応

が困難との返答だったため、本来、死後の対応は権限外であるが家庭裁判所に相談の上、葬儀の手配・納骨堂の購入等、後見人にて対応を行った。遺産については、家庭裁判所への報告の上、推定相続人であるA氏兄の後見人であるセンターが引継ぎを行った。

④ 考察

本事例は、兄弟は存在するが実質的な関わりが期待できずに、福祉的な援助が必要な精神障害者であることに加えて、相続という法的問題を抱えており、多職種による援助の必要性が高い案件であった。具体的には、センターや弁護士会、そして行政の連携で市長申し立てを行い、その後センターが受任することに至っている。

受任後は、精神障害者の身上監護という福祉専門職が関与する必要性に加え、遺産分割といった法律専門家の必要性も高いことから、多職種協働の関与が可能なセンターの活動により、問題を多面的に捉えることができている。これは、多職種協働におけるチームアプローチであるからこそ、このような対応が可能になったと考えられる。

よく障害者の家族からは、「親亡き後のことが心配である・」などといった声が聞かれる。このような事例は、親亡き後に、成年後見人が選任され本人の生活を守る切り札として成年後見制度が活用できることを示した事例であろう。

4. 北九州成年後見センターの取り組みを振り返って—多職種協働を中心に—

成年後見制度における専門職個人の受任では、専門職同士が個別に連携する事は個人情報

の壁があり、実際はなかなか難しい。しかし、北九州成年後見センターでは、弁護士、司法書士、行政書士等の法律職と福祉職が日常的・長期間にわたり、協働して支援していた。特にセンターでは、法律専門職と福祉専門職は同じ法人に所属する担当者という立場であり、後見活動の協働や情報をチーム内で共有し、総合的に判断することが可能になっていた。実際にセンターで受任しているケースは、「継続した関わり」や「多職種による関わり」を必要としているものが多い。また、センターが選任される場合は、大きく①後見人を受任する親族がいないなどの理由により第三者後見人の選任が必要で本人の収入や資産が少なく、報酬を支払う資力に乏しい為、個人に受任してもらうことが困難なケース、②親族がいるが紛争がある、もしくは本人が虐待を受けているなどの対応困難ケースが挙げられる。

IV 成年後見制度への期待と課題

1. 成年後見制度への期待

人々が日常生活を営む上で、仮に「公共の福祉」に反しない場合でも「権利侵害」は数多く起こっている。例をあげると、女性の雇用問題、特定の地域出身ということでの社会参加の制約、児童・高齢者への虐待、ドメスティックバイオレンス等がある。

成年後見制度の利用対象者になりやすい認知症や知的障害、精神障害の方々に関しては、その特有とも言うべき「生活のしづらさ」が存在する。特に認知症や知的障害、精神障害の中でも、判断能力が不十分な者は、「契約行為」「日常生活の維持」「財産管理」等での課題は大きい。この課題に対して、成年後見人等は、家庭

裁判所から付与された同意見・取消権・代理権の範囲で被後見人の法律行為のサポート（財産管理と身上監護）を遂行する。したがって、以上のような仕組みが整備されることは、在宅・施設に関わらずに、判断能力不十分者が安心できる地域生活の推進につながる。加えて、側面的にはあるが、権利侵害の背景にある認知症や知的障害、精神障害への偏見や差別への啓発活動としても期待できる。

《多職種協働による不適正事例の発生予防》

事例からは、北九州市での後見業務が、成年後見センターに集中しやすいという課題が生じていた。そして、今後も増え続ける受任案件に対して、センターの組織体制をいかに構築し、継続させていくかの課題も抱えていた。現在のところ、我が国の法人後見による多職種の後見体制も確立していない現状が不適正事例等からも推察されてきたが、このような不適正事例等を予防する意味でも、チームアプローチによる後見体制の今後の整備が望まれる。

2. 成年後見制度の主な課題

法定後見を中心とする成年後見制度の課題としては、制度を必要としている方々への利用が進んでいないことが挙げられる。この背景には、制度の存在や利用のメリットについて十分に理解されていないことが大きな課題として考えられるが、その他にも次のような課題が推察される。

(1) 市町村長申立の体制整備

「福祉を図るために特に必要と認められるとき」に、市町村長が成年後見等の申立をすることは、老人福祉法第32条、知的障害者福祉法第28条、精神保健福祉法第51条の11の2により認

められている。このことは、成年後見制度が社会福祉の一端を担う制度であることを示しているともいえる。しかし、現実の市町村長申立件数は極めて少ない状況がみられた。

成年後見制度における市町村申立の件数は、判断能力の不十分者への権利擁護が十分に機能しているかを指し示す端的な社会的指標のひとつでもあり、その点においても、迅速な体制整備をはかることは喫緊に改善を要する課題のひとつである。

(2) 申し立て手続きの煩雑さ

家庭裁判所への申し立ての際には、戸籍謄本や住民票等に加えて、成育歴や生活歴・生活状況の調査等も書類に記載する必要がある。このような作業は、日頃になじみが薄い活動になりやすいと考えられる。特に別居の親族等が申し立てをする場合等には、書類準備作業の複雑さから、利用を断念することも考えられる。特に障害者（あるいは家族）を中心とした申し立て支援体制は未整備であるため、相談体制の整備が今後の課題であろう。

(3) 申し立てに伴う費用負担の大きさや公的補助の未整備

地域によっては、市町村が成年後見制度の申し立て支援事業に取り組んでいる場合もあるが、全国的には未だ普及してはいない。したがって、費用負担の面から申し立てをあきらめてしまうことも予想される。特に生活保護受給者の費用負担については、現在のところ生活扶助費から支払われるため、今後の早急な法的整備が必要である。

(4) 後見報酬並びに関連問題

成年後見制度では、被後見人の資産等により、後見人等が請求できる後見報酬の金額が異なる仕組みがある（家庭裁判所による決定）。加えて、後見報酬の保障もなされないため、基金の創設等が今後に必要な。後見報酬が低ければ、そこから派生する受任拒否の問題が発生しやすくなることが推測され、結果として本人の不利益を招くことに撃がることが考えられる。

(5) 死亡後の後見事務の権限

後見人等の業務は被後見人の死亡により終結する。つまり、後見人等の業務として、死亡した元被後見人のための活動ができない現状がある。そのため、身寄りがいない場合の葬祭や遺品処理に関する事柄等の対応が求められるケースであっても、現実的に対応困難になることが課題として考えられる。

(6) 北九州成年後見センターに活動にみる課題

親族以外の第三者が後見人等に選任される割合は年々増加傾向にある。最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」⁶による成年後見人等と本人の関係をみると、制度発足直後の2000（平成12年）度は全体の90%以上が本人の親族であった。

先述したように2009（平成21）年度には親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは36.5%と親族が選任される比率は徐々に減少傾向にあるが、いまだ多くの親族がその重責を担っている。親族以外が選任された内訳では、北九州成年後見センターなどの法人後見は682件（全体の2.6%）に過ぎず、先の課題で述べたように圧倒的にその絶対数が不足して

いる。しかし、法律職と福祉職混成の多職種がチームで対応する体制は、北九州成年後見センターの大きな特徴のひとつでもある。法人後見の選任は対前年比40.0%と急速な増加を示しており、法人後見に対する社会的要請の高まりをみせはじめている。つまり、どの後見人が優れているという問題ではなく、少なくとも被後見人等の実情に応じ、後見人等を選択できる体制整備は現実的課題といえる。

一方、複数体制の実践からみえてきた課題としては、3名体制での受任は重層的な関わりや個人の負担軽減等のメリットがある反面、情報の共有や意思決定が迅速に行いにくいこと、責任の所在が曖昧になることなども予想される。また、福祉職が医療機関に所属することも多いことから、タイムリーな対応や十分な時間の確保、調整の難しさなどの課題も考えられる。

《医療同意の問題》

成年後見の職務には療養監護の職務（民法858条）が課せられているが、その範囲は契約の締結、解除、弁済等の行為に限定され、医療行為に同意する権限は含まれていない。この点について、文中ではあまり触れることができなかったが、北九州成年後見センターにおいても、各種の手術、経管栄養、胃瘻の造設、また、延命処置の判断等、医的侵襲を伴う行為を受ける際、後見人等の同意を求められるケースは少なくない。予防接種等の軽微な医療行為に関しては後見人等に代行決定権があるとする見解もあるが⁷、「軽微な医療」の明確な基準は示されていない。身近な親族がなく、後見人等も同意が行えない事態は適切な医療を受ける権利を奪われ兼ねない問題でもある。誰から同意をとるべきか不明確な現状は医療現場においても混乱を招く事態であり、早急な法整備の必要があ

る。

3. ソーシャルワークの必要性と期待

(1) ソーシャルワークの必要性

成年後見制度にソーシャルワーク援助を機能させる必要性は、民法第858条「成年後見人は成年被後見人の生活、療養監護及び財産管理に関する事務を行うにあたっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身状態及び生活の状況に配慮しなければならない」と規定した身上配慮義務が新設されたことに大きく関係する。

被後見人の生活支援、自立支援を重視するという視点から、後見人等が行う法律行為は、預貯金の管理、不動産処分、契約締結、費用支払いなどの財産管理のみにとどまらず、医療、住居の確保、施設の入退所、介護・生活維持、教育・リハビリなどの身上に関する、いわゆる、身上監護も含まれるとされている⁸。成年後見制度は判断能力が不十分な者が、相続等で不利益を受けたり、消費者被害にあわないなどの、単なる財産保全の面だけでなく、虐待等の重大な人権侵害から対象者を擁護し、さらには本人の自己決定や自己実現の支援を含んだ利用者の生活と人生全般に関わる制度である。したがって、特に身上監護面におけるソーシャルワークの必要性は高いといえるため、後見業務における多職種協働は有用であろう。

(2) ソーシャルワークへの期待

社会福祉専門職は、成年後見制度の成立以前から、ノーマライゼーションや自己決定の尊重の理念を踏まえ、「生活者の視点」を主眼に、利用者の権利擁護や生活の質の向上のための実践に取り組んできた。成年後見の実践には、

ソーシャルワーク機能が従来から持ち合わせてきたはずの「権利擁護」と「個人の尊厳や自己決定の支援」という本質的な実践が期待できる。

社会福祉士や精神保健福祉士等のソーシャルワーカーが受任する件数は、全体数からみると多くはない。しかし、法の理念に即しても、成年後見制度におけるソーシャルワーカーへの期待は大きいと考えることができる。例えば、認知症高齢者に対して身体的虐待が行われているケースでは、本人を虐待者から分離し生活環境を整えることが必要な場合もある。そのような際には、法律職による分離根拠の確認と法的対応、福祉職による本人のニーズ把握と施設への入所調整というように、役割分担を図った多職種協働による効果的対応が期待される。

注

- 1 日本弁護士連合会、高齢者・障害者の権利に関する委員会・消費者問題対策委員会「消費者・福祉部門の連携づくり」2008年11月.p12.
- 2 日本弁護士連合会、高齢者・障害者の権利に関する委員会・消費者問題対策委員会「消費者・福祉部門の連携づくり」2008年11月.p12-.p13.
- 3 障害者福祉サービス利用者（又は利用しようとする知的・精神障害者）については、相談支援事業者等が市町村に連絡し、市町村が申し立てする成年後見制度利用支援事業がある。（※後見人等の報酬等、必要となる経費の一部について助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者に限定されている。なお、北九州成年後見センターでの事例はない）。
- 4 例えば、禁治産者の場合には官報に氏名が掲載されていたことなどがある。
- 5 事理弁識能力とは「事理を弁識する能力」（民法7

条)を指すもので、幼児や泥酔者、重い精神病や認知症患者以外の者が「物事の何たるかを判断できる状態」にあることをいう。

- 6 最高裁判所事務総局家庭局『成年後見関係事件の概況～平成21年1月から12月』2010.9.20. 資料10.
- 7 新井誠・西山詮編『成年後見と意思能力』日本評論社, 2002. p132.
- 8 飯田勝巳「成年後見の現状と課題」『帝京短期大学紀要』第13号, 2004. p77.

・日本精神保健福祉士協会「認定成年後見人ネットワーク『クローバー』ハンドブック」、2009

[参考文献]

- ・新井誠「成年後見 法律の解説と活用の方法」有斐閣、2000
- ・成年後見センター・リーガルサポート監修「ガイドブック成年後見制度—そのしくみと利用方法—」2006
- ・田山輝明監修「成年後見の最前線—後見センターからの実践報告—」2005
- ・日本社会福祉士会「成年後見実務マニュアル 基礎からわかるQ&A」2004
- ・民事法務協会成年後見制度研究会「成年後見制度の現状分析と課題の検討～成年後見制度の更なる円滑な利用に向けて～」2010
- ・高野範城「高齢者の法的支援と権利擁護～自分らしく生きるための援助～」創尾社、2010
- ・柿本誠「ソーシャルワーカーのための権利擁護と成年後見制度」みらい、2009
- ・山崎政俊「任意後見契約の濫用の防止に向けて—二つの提言を踏まえた提案—」『実践成年後見』No.33 民事法研究会 2010
- ・武市啓二「多摩南部成年後見センターの現状と課題」『実践成年後見』No.18 民事法研究会 2006
- ・岩田香織「成年後見制度とソーシャルワークの関連について」『静岡県立大学紀要17-W号 (2003年度)-9』, 2003